

# 法テラスの在り方に関する有識者検討会 資料

## 「司法のDXへの対応」から見た民事法律扶助制度の谷間解消に向けて

### 【発表者】

日本司法書士会連合会 常任理事 **内田雅之**

日本司法書士会連合会 法テラスとの連携推進委員会 委員長 **奥村倫子**



# 「司法のDXへの対応」から見た民事法律扶助制度の谷間解消に向けて

令和6年度書類作成援助 **3,423件** 30倍 < 令和6年度代理援助 **102,754件**

## 書類等作成援助の利用促進による司法アクセス向上

令和8年5月21日より「裁判所提出書類又は電磁的記録」の作成に関する援助について「書類等作成援助」と規定（業務方法書 第5条1項2号）

書類等作成援助の主な担い手となる司法書士の活用の提案

### ●多様なニーズに対応する仕組みの必要性

市民の抱える法的トラブルは代理人ではなく、裁判所提出書類を作成することで対応できる事案が一定程度存在している。市民のニーズに合わせ「代理援助」と「書類等作成援助」の双方を活用する仕組みが必要であり、書類等作成援助には活用の余地がある。

### ●司法過疎対策への効果

「代理援助」と「書類等作成援助」の双方の利用を促進し、地域の司法書士・弁護士を活用することは、法律相談待機時間が長期化するなど相談の窓口が不足する**司法過疎地域**などでは特に有益。（司法書士 簡裁カバー率 98.9%）

### ●要配慮者に対する迅速・柔軟な対応

司法アクセスに課題がある**高齢者・障がい者・被災者等**に対しても、「書類等作成援助」をより積極的に活用することで迅速・柔軟に対応することが可能。（司法書士 専門職後見人兼任率1位）

### ●民事裁判のデジタル化への対応

民事裁判の**電磁的記録の作成を含む「書類等作成援助」**を積極的に活用することで、新たに始まる民事裁判のデジタル化の恩恵を市民・裁判所がいずれも享受することができる。

## ✔ 書類等作成援助と親和性の高い事件類型

（裁判所に提出する書類がある程度定型化している事件）

1	同時廃止が見込まれる自己破産申立	1,648件	45,967件
2	相続放棄申述	172件	308,753件
		<small>相続・遺言として集計</small>	
3	成年後見等申立	1,516件	58,048件

令和6年度書類作成援助

令和6年度司法統計

## 課題

書類等作成援助の利用実績が少ない一因

「裁判所提出書類等の作成のための相談」（司法書士法3条1項5号）が民事法律扶助の対象となっていないため、相談から裁判提出書類等の作成までを切れ目なく民事法律扶助制度の中で解決できない

# 司法書士の業務

司法書士の業務範囲

日本司法書士会連合会

2026年6月11日



## 司法書士の人数 (2026年4月1日時点)

① 司法書士 23,505名 (簡裁カバー率 98.9%)

※司法書士試験に合格し、司法書士会に登録している者

② 認定司法書士 18,698名 (簡裁カバー率 98.4%)

法律で定められた研修を修了し、法務大臣の認定を受けている者

※簡裁訴訟代理等関係業務 (紛争目的の価額140万円以下) が可能

## 司法書士が行う主な業務 (司法書士法3条・29条)

## 認定司法書士が行う主な業務

登記・供託手続代理

法務局提出書類作成

裁判所提出書類作成

左記手続等に関する相談  
3条1項5号

成年後見業務  
財産管理業務



簡裁訴訟代理等関係業務

簡裁代理業務に関する相談  
3条1項7号

## 司法書士が行う裁判業務と法テラス援助との関連

すべての司法書士の業務範囲

法 裁判所提出書類等作成  
(書類等作成援助の対象)

裁判所提出書類等作成に関する相談  
3条1項5号  
(法テラス対象外)

司法書士は150年前から裁判所提出書類作成の専門家

認定司法書士のみに可能 (紛争の目的の価額140万円以下)

法 簡裁訴訟代理等関係業務  
(代理援助の対象)

法 簡裁代理業務に関する相談  
3条1項7号  
(相談援助の対象)

比較：弁護士業務 (相談に区別なし・法律相談範囲に制限なし) (弁護士法第3条)

訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務



# 本人訴訟（代理人によらない訴訟）支援

裁判所提出書類作成のニーズと実態

## 本人訴訟

本人訴訟比率：

59.5%

地方裁判所

(令和6年司法統計)

94.7%

簡易裁判所

司法制度改革により弁護士数が増加し、司法書士において簡易裁判所での代理事件の取り扱いが可能となったが、本人にて訴訟を進行する割合は高い。

### 【代理人を選任しない理由】

原告事件第1位：自分自身で訴訟を進行したい  
第2位：能力に自信あり  
第3位：費用対効果  
被告事件第1位：経済的理由  
第2位：自分自身で訴訟を進行したい  
第3位：費用対効果  
(法曹会「本人訴訟に関する実証的研究」)

## ⇒ 本人訴訟支援

- 自らが主体となってその紛争を解決していくことを選択した人の自己決定を尊重
- 法律用語の難解さや書類形式の不明、裁判所での振る舞いへの不安を解消
- 主張・立証不足などによる訴訟進行の滞留を防止する

代理人ではなく 専門家による訴訟のバックアップが必要  
⇒ 本人訴訟支援（書類等作成援助にて具体化）

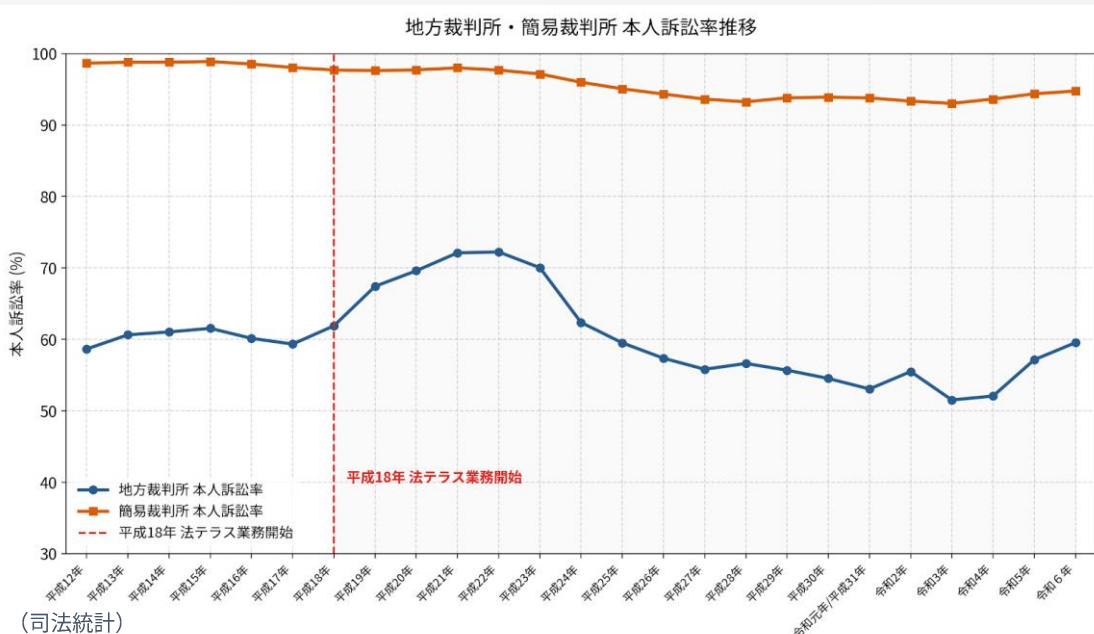
## ⚖️ 司法書士が行う本人訴訟支援（裁判所提出書類等作成）

### ① 【法的根拠】

司法書士法3条1項4号 裁判所提出書類等の作成  
司法書士法3条1項5号 裁判所提出書類等作成に関する相談

- 本人訴訟を選択した当事者に対し、訴状・答弁書・準備書面等の裁判所提出書類等を作成し、訴訟追行を支援
- 支援当事者の自己決定を尊重しながら、訴訟追行をバックアップ
- 裁判期日に同行し心理的不安を払拭し、サポート

紛争性が低い事件や、比較的書式などが定型化している事件（相続放棄・自己破産申立・成年後見申立）などは書類作成等にて対応可能



## 改正民事訴訟法

### 民事裁判手続のデジタル化

- ① 訴状や証拠等を、オンラインで提出できるようになる。
- ② 期日にウェブ会議で参加できる場面が広がる。
- ③ 訴訟記録（提出書面、判決書、調書等）が電子データで管理され、オンラインで閲覧・保存できるようになる。

⇒ 裁判所へ行く回数や郵送の手間を減らし、利用しやすくなる。

## 改正司法書士法

### 電磁的記録作成の受託業務対応

#### 第三条（業務）

四 裁判所若しくは検察庁に提出する書類若しくは**電磁的記録**又は筆界特定の手続（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。第八号において同じ。）において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。

### 衆議院・参議院における民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（一部抜粋）

三 訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。

四 訴訟手続は国民の権利関係の得喪に深くかわかり、その電子化は重大な事柄であるから、制度の円滑な施行を実現し、その利用を促進するため、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携して、制度の周知を十分に図ること。

## 改正総合法律支援法

### 法テラスにおける「電磁的記録の作成」に関する法的整備

#### 第三十条（業務の範囲）

ハ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類又は**電磁的記録**（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）を作成することを業とすることができる者に対し民事裁判等手続（特定援助対象者を援助する場合にあっては、イ（1）に定める手続）に必要な書類又は電磁的記録の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。

裁判のデジタル化（電磁的記録による申立て等）に伴い、代理人が付いていない本人訴訟当事者をサポートする「電磁的記録の作成」が公式に法テラスの業務に位置付けられた。

# 民事裁判デジタル化と本人訴訟

## 民事裁判のデジタル化の現状

- 令和4年民事訴訟法改正による「3つのe」（e提出、e事件管理、e法廷）の推進。
- 訴状や準備書面などのオンライン提出が原則化され、記録の電子化が加速。
- ウェブ会議システムの活用により、遠隔地からの手続き参加が容易に。
- IT環境の整備が不十分な当事者への配慮とアクセス権の確保が課題。

## 電磁的記録作成業務と本人サポート

- ✓ 「電磁的記録作成業務」は、「書類等作成援助」が利用可能
- ✓ 提出・事件管理・ウェブ会議などには、本人サポートとして支援可能。
- ✓ デジタル・デバイド（情報格差）の解消を図り、裁判を受ける権利を実質的に保障。
- ✓ 代理人が付いていない本人訴訟などにおいて、円滑な審理を促進する役割を期待。

## DX・AIの活用による未来像

DX化やAIの活用が進むことで、裁判における事務負担が軽減され、代理人に依頼しない本人訴訟が増加する可能性がある。アメリカ・韓国では既に本人訴訟が増加しており、アメリカでは2022年と比して2025年度は本人訴訟が件数ベースで倍増しており、AIの普及も一因と考えられている。また、AIが作成した膨大な資料の提出等による裁判所のリソース圧迫の問題、AIによるオートメーションバイアスやハルシネーションの問題なども指摘されている。

**AIの不完全さと、AIの積極的な活用に対する市民のニーズとのギャップを埋め、裁判事務の効率化を図るには、今後、更に本人訴訟への支援体制の充実（電磁的記録作成を含む書類等作成援助の利用促進）が求められる。**

### 🔗 司法書士が担う支援



#### サポーター/システム送達受取人

裁判所のシステム上で通知を受け、  
文書の閲覧・ダウンロードを代行



#### mintsアカウント作成

電子申立てシステムのアカウント作成  
とログイン方法の説明



#### PDF化・スキャン

書類のPDF化、紙の証拠のスキャン、  
ファイルのアップロード作業



#### 電子申立て操作補助

システム上の訴訟記録の閲覧・保存  
の補助等

※本人の意思確認を前提とした代行操作を含む

### 📣 日司連の周知・実装

#### 🌐 特設ページ・Q&A・動画

- 特設ページ：民事裁判手続のデジタル化に関する情報提供
- Q&A形式：仕組みを分かりやすく解説
- 動画：裁判IT化をテーマにした啓発動画

#### 📞 相談窓口・対応事務所リスト

- 全国の司法書士会に設置された「司法書士総合相談センター」
- 自主的に本人サポートを提供する司法書士事務所リスト公開
- 本人サポートを提供する司法書士への支援金制度の創設

#### 📈 効果

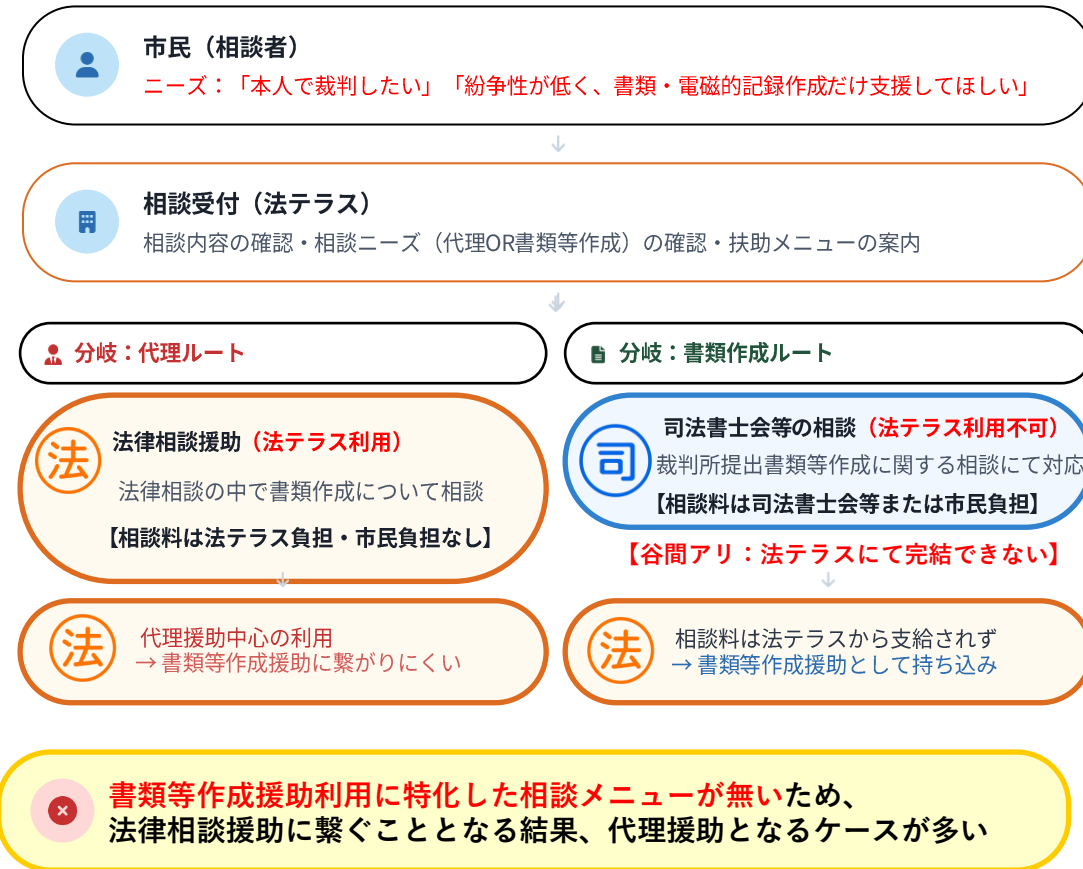
ITに不慣れな方のデジタルバインドを緩和し、本人訴訟の円滑化を実現

# 本人訴訟支援における民事法律扶助の課題

裁判書類作成等を希望する相談者の受け皿の欠如

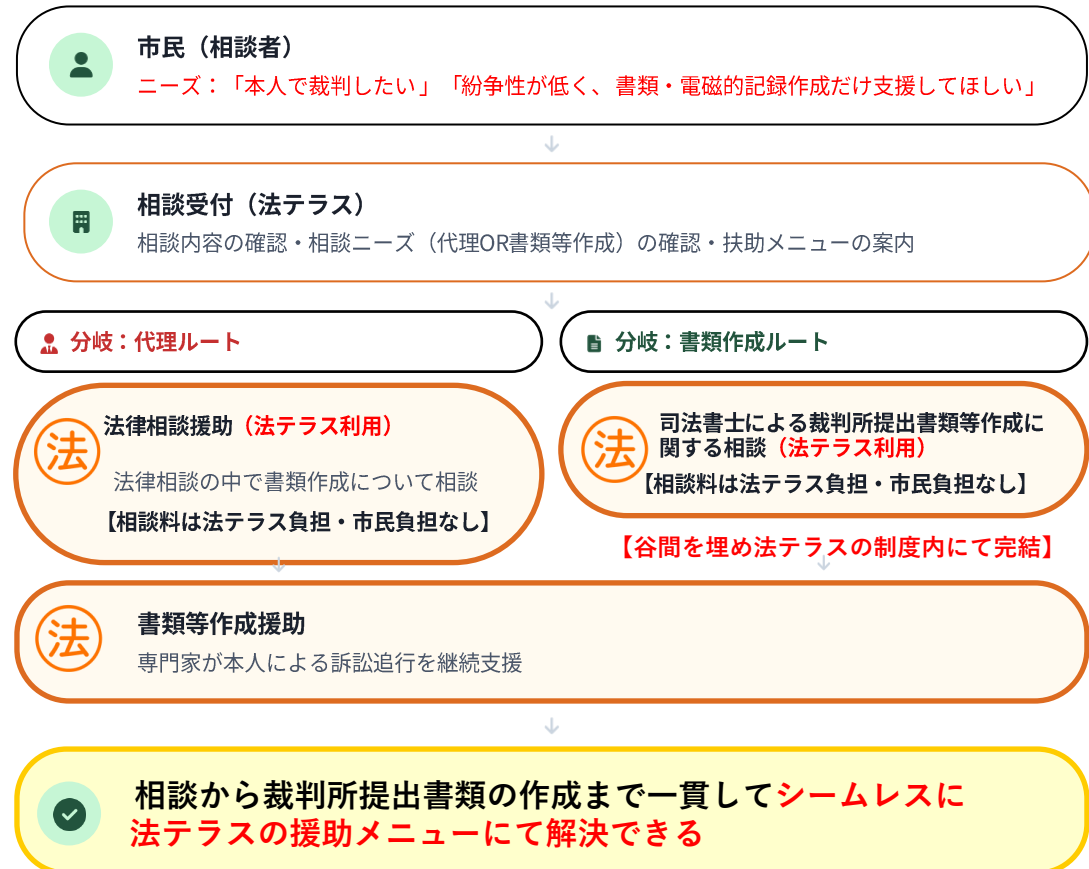
## ⚠️ 現状の相談フロー

現状：課題あり



## ✅ 課題を解消した相談フロー

提案：改善策



# 費用比較と財務的合理性

書類等作成援助 vs 代理援助の費用負担比較



対象事件の種類	書類等作成援助 (立替金総額)	代理援助 (立替金総額)	書類等作成援助による負担削減効果
1) 金銭請求事件 <small>400万円請求・400万回収</small>	96,500円～107,500円 (訴状・準備書面2通作成)	662,000円	▲ 554,500～565,500円 (約85.4%の負担軽減)
2) 相続放棄事件	37,500円	43,000円～64,000円	▲ 5,500円～26,500円 (約41.4%の負担軽減)
3) 自己破産事件	105,000円	155,000円	▲ 50,000円 (32.3%の負担軽減)
4) 成年後見人等の選任申立事件	59,000円～81,000円	86,000円～130,000円	▲ 27,000円～49,000円 (約54.6%の負担軽減)

## 財務省調査の言及と財務的合理性

### 財務省令和2年度予算執行調査

「書類作成援助の活用を積極的に検討すべき」  
非管財の破産で代理援助偏重（抽出500件の7割超）  
書類作成援助の活用で国費・償還負担を抑制できる

「利用者が書類作成援助で対応できる事件」はどのような事件か？

全50の地方事務所のうち自己破産事件については8割、相続放棄の申述などの家事事件については7割が書類作成援助で対応可能と回答。特に「管財事件」以外の自己破産事件については、書類作成援助の活用が可能であるとの意見が多数

## 代理援助・書類作成援助利用比較

※令和6年度利用実績

	書類作成援助	代理援助
司法書士	99.0%	1.0%
弁護士	1.0%	99.0%

書類作成援助の場合、契約司法書士による持ち込み案件が多い

書類等作成援助は司法書士・弁護士双方が利用可能。利用者の経済的負担も少ない。法テラスから書類等作成援助へ繋ぐ仕組みが必要。

# モデル事業の実績（神奈川・埼玉・愛知）

日本司法書士会連合会

2026年6月11日



書類作成援助活用のためのモデル事業実績

日本司法書士会連合会では、民事法律扶助の利用促進、特に書類作成援助の利用促進を図る目的で、日本司法支援センターの協力を得て、書類作成援助活用のためのモデル事業を実施した。指定した地方事務所において、書類作成援助にて対応可能と思われる事件を、司法書士による相談に配転する事業である。

652件

相談予約総数

2019年12月～2022年3月

553件

相談実施総数

実施率 84.8%

190件

援助開始決定

援助率 34.3%

書類作成援助

144件

代理援助

46件

## 地域別実績内訳

📍 神奈川地方事務所	予約: 568件	実施: 476件	援助: 172件	利用率: 36%
📍 埼玉地方事務所	予約: 8件	実施: 8件	援助: 1件	利用率: 13%
📍 愛知地方事務所	予約: 76件	実施: 69件	援助: 17件	利用率: 25%

## 相談種別内訳（神奈川予約時）

破産申立	86%	相続放棄	5%
成年後見	1%	その他	8%

## 📄 モデル事業総括

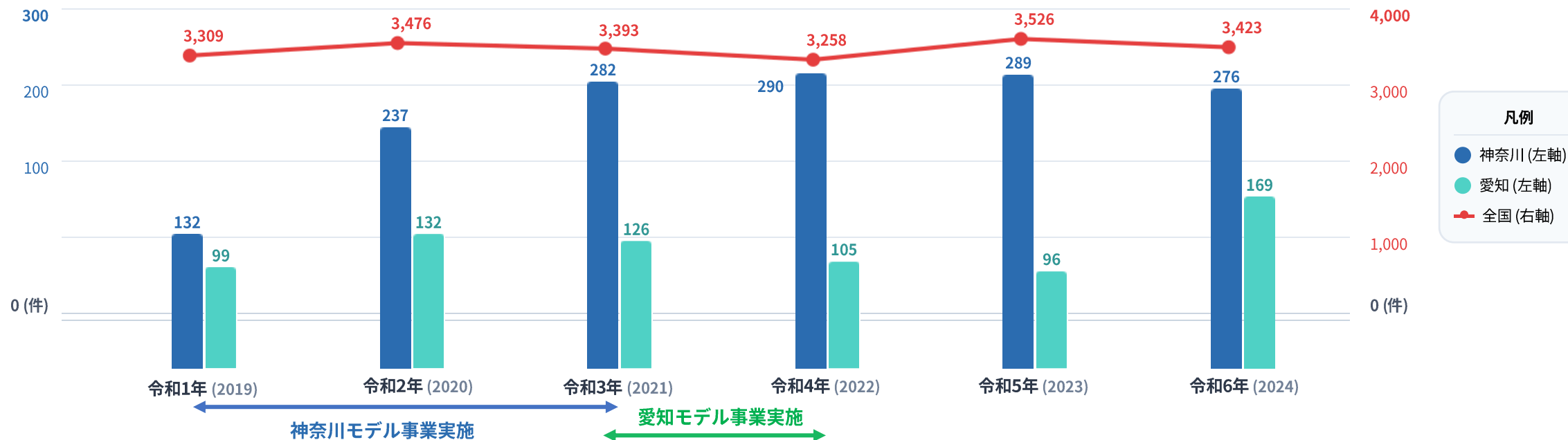
予約件数、相談実施件数、受任・受託件数、民事法律扶助の利用件数、いずれの実績においても、法テラスに寄せられている相談の中には、**司法書士による裁判所提出書類作成に関する相談でも対応可能な相談が一定数含まれ、また市民の需要もあることが実証。**

配転に際しては、**職員向けの事前研修と、事業を行いながら職員が迷う点や、悩む点などを適時解消しながら実施したことで、特段混乱なく実施することができた。**職員の理解増進と、個別のフォロー体制の構築を行うことで、適切な配転を行うことも確認。埼玉は令和元年台風19号の被災者相談の影響あり

# モデル事業実施後の書類作成援助利用実績の推移

地方事務所（神奈川・愛知）および全国実績の推移比較（令和元年～令和6年度）

書類作成援助 実績推移比較（神奈川・愛知：左軸 [棒グラフ] / 全国：右軸 [折れ線グラフ]）



## 実績の分析と総括

全国の実績が横ばい傾向（年3,400件前後）で停滞している中、モデル事業を実施した両事務所管内では対照的に極めて顕著に利用が増えているのが分かる。**神奈川**は、モデル事業実施に伴い**令和2年に急増し（令和元年比約2.1倍）**、それ以降も利用は増加傾向を維持。**愛知**は、**令和5年より裁判所提出書類作成に関する相談に特化した特別相談枠**を司法書士会にて設けたことにより、法テラスからシームレスに相談が繋がり、令和6年度は前年比**+76.0%**（169件）

## 地方事務所別 前年度比の推移

事務所	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
神奈川	+79.5%	+19.0%	+2.8%	-0.3%	-4.5%
愛知	+33.3%	-4.5%	-16.7%	-8.6%	+76.0%

**書類等作成援助によって支援可能な事件については、利用者のニーズを確認したうえで、法テラスにおいて書類等作成援助に繋ぐ仕組みを構築することで書類等作成援助の利用を更に促進することができることが実証されている。**

現状の課題と制度改善の方向性を整理

## × 現状の課題

### ● 制度・運用面

裁判所提出書類等の作成を希望している利用者を、法テラスから直接書類等作成援助に繋げる仕組みがないため、法律相談に繋いだ結果、代理援助の利用となり、書類等作成援助の利用に繋がっていない。

### ● 環境面

法律扶助の担い手の都市部偏在による（地理的・心理的な）司法過疎が生じ、司法アクセスの充実が図られていない。司法過疎地においては少数の法律家が様々な役割を担わざるを得ず、負担が大きい。

### ● 財政・処遇面

法テラス創設以来、報酬規程の抜本的な改訂がなされておらず、負担に比べて報酬が低廉であり、見直しが必要。

書類等作成援助でも対応可能な事案であっても、代理援助の利用によって利用者の償還負担が重くなり、また法テラスの立替金支出額も増えることとなる。

### ● デジタル化面

「本人サポート」や「電磁的記録の作成に関する支援」などデジタル化への対応が急務

## ✓ 制度改善の方向性

### ★ 新設・利用促進施策

書類等作成援助の谷間を解消し、切れ目なく書類等作成援助に繋げる仕組みの構築。裁判所提出書類等作成に関する相談援助などの導入検討。書類等作成援助の利用促進施策の検討

3,423件

令和6年度書類作成援助

102,754件

令和6年度代理援助

### ★ 必要な予算措置

- ・ 実情を反映した報酬体系の見直し。
- ・ 裁判所提出書類等作成に関する相談援助 予算措置（試算）

(例) **5,000円/件 × 3,423件** (令和6年実績ベース)

**≒ 1711万円**

### ★ 司法アクセス改善・司法インフラの有効活用

司法書士による法的支援をより積極的に活用し、司法過疎地などの司法アクセス改善と有限な司法インフラの有効活用を図る。

**簡裁カバー率 98.9%**



## 全国司法書士会一覧

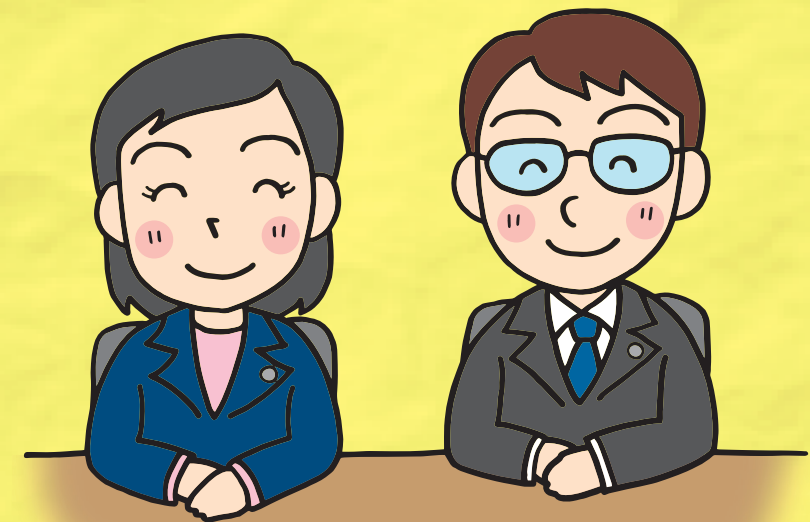
	〒	所在地	電話番号
札幌会	060-0042	北海道札幌市中央区大通西13-4	011-281-3505
函館会	040-0033	北海道函館市千歳町21-13 桐朋会館内	0138-27-0726
旭川会	070-0901	北海道旭川市花咲町4	0166-51-9058
釧路会	085-0833	北海道釧路市宮本1-2-4	0154-41-8332
宮城県会	980-0821	宮城県仙台市青葉区春日町8-1	022-263-6755
福島県会	960-8022	福島県福島市新浜町6-28	024-534-7502
山形県会	990-0021	山形県山形市小白川町1-16-26	023-623-7054
岩手県会	020-0015	岩手県盛岡市本町通2-12-18	019-622-3372
秋田県会	010-0951	秋田県秋田市山王6-3-4	018-824-0187
青森県会	030-0861	青森県青森市長島3-5-16	017-776-8398
東京会	160-0003	東京都新宿区四谷本塩町4-37 司法書士会館2F	03-3353-9191
神奈川県会	231-0024	神奈川県横浜市中区吉浜町1番地	045-641-1372
埼玉会	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-863-7861
千葉会	261-0001	千葉県千葉市美浜区幸町2-2-1	043-246-2666
茨城県会	310-0063	茨城県水戸市五軒町1-3-16	029-225-0111
栃木県会	320-0848	栃木県宇都宮市幸町1-4	028-614-1122
群馬会	371-0023	群馬県前橋市本町1-5-4	027-224-7763
静岡県会	422-8062	静岡県静岡市駿河区稲川1-1-1	054-289-3700
山梨県会	400-0024	山梨県甲府市北口1-6-7	055-253-6900
長野県会	380-0872	長野県長野市妻科399	026-232-7492
新潟県会	950-0911	新潟県新潟市中央区笹口1-11-15	025-244-5121
愛知県会	456-0018	愛知県名古屋市中区熱田区新尾頭1-12-3	052-683-6683
三重県会	514-0036	三重県津市丸之内養正町17-17	059-224-5171
岐阜県会	500-8114	岐阜県岐阜市金竜町5-10-1	058-246-1568
福井県会	918-8112	福井県福井市下馬2-314 司調合同会館	0776-43-0601
石川県会	921-8013	石川県金沢市新神田4-10-18	076-291-7070
富山県会	930-0008	富山県富山市神通本町1-3-16 エスポワール神通3F	076-431-9332
大阪会	540-0019	大阪府大阪市中央区和泉町1-1-6	06-6941-5351
京都会	604-0973	京都府京都市中京区柳馬場通夷川上ル5丁目232番地の1	075-241-2666
兵庫県会	650-0017	兵庫県神戸市中央区楠町2-2-3	078-341-6554
奈良県会	630-8325	奈良県奈良市西木辻町320-5	0742-22-6677
滋賀県会	520-0056	滋賀県大津市末広町7-5 滋賀県司調会館2F	077-525-1093
和歌山県会	640-8145	和歌山県和歌山市岡山丁24	073-422-0568
広島会	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6-69	082-221-5345
山口県会	753-0064	山口県山口市神田町5-11 山口神田ビル3階	083-924-5220
岡山県会	700-0023	岡山県岡山市北区駅前町2-2-12	086-226-0470
鳥取県会	680-0022	鳥取県鳥取市西町1-314-1	0857-24-7013
島根県会	690-0887	島根県松江市殿町383番地 山陰中央ビル5階	0852-24-1402
香川県会	760-0022	香川県高松市西内町10-17	087-821-5701
徳島県会	770-0808	徳島県徳島市南前川町4-41	088-622-1865
高知県会	780-0928	高知県高知市越前町2-6-25	088-825-3131
愛媛県会	790-0062	愛媛県松山市南江戸1-4-14	089-941-8065
福岡県会	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴3-2-23	092-714-3721
佐賀県会	840-0843	佐賀県佐賀市川原町2-36	0952-29-0626
長崎県会	850-0874	長崎県長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館本館6階	095-823-4777
大分県会	870-0045	大分県大分市城崎町2-3-10	097-532-7579
熊本県会	862-0971	熊本県熊本市中央区大江4-4-34	096-364-2889
鹿児島県会	892-0823	鹿児島県鹿児島市住吉町13-1 ハーバーフロントビル4F	099-248-8422
宮崎県会	880-0803	宮崎県宮崎市旭1-8-39-1	0985-28-8538
沖縄県会	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち4-16-33	098-867-3526

日司連 160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-37 司法書士会館3F 03-3359-4171  
ホームページ <https://www.shiho-shoshi.or.jp/>

法テラス職員・情報提供専門職員の方へ

司法書士が  
できること

司法書士による民事法律扶助  
～書類作成援助のススメ～



日本司法書士会連合会

# 司法書士ができること

## 不動産登記 に関すること

不動産は登記をすることで権利が守られます。不動産登記の専門家として適正な登記申請を行います。

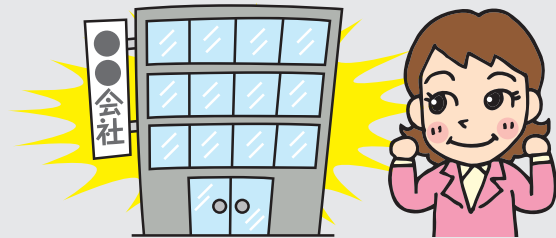
- 土地と建物を売買したい
- 今住んでいる土地と建物を配偶者の名義にしたい
- 親が亡くなったので自宅の名義を変えたい(相続)
- 住宅ローンを完済したので抵当権を抹消して欲しい



## 会社や法人の登記 に関すること

会社や各種法人は事業内容や役員などの重要な事項について「会社法」等に基づく手続きや登記申請が必要です。会社・法人登記の専門家として適正な登記申請を行うだけでなく、企業法務全般を支援します。

- 会社を設立したい
- 役員を変更したので手続きがしたい
- 本店を移転したので手続きがしたい
- 会社の事業内容を増やしたい
- 後継者に事業を承継させたい

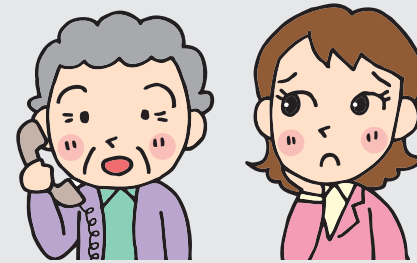


## 成年後見制度 に関すること

成年後見制度は、認知症や精神障がい、知的障がいなどにより判断能力が十分でない方が安心して生活できるように成年後見人等が財産管理や福祉・介護に関する手続きを代わりに行い、ご本人を支援する制度です。

現在、親族以外の専門職後見人としては司法書士が最も多く家庭裁判所から選任されています。

- 遺産分割をしたいが親が認知症だ、どうしたらいいか(後見開始申立書作成等)
- 高齢の親が悪質商法の被害にあわないか心配だ
- 知的障がいがある子供の将来が心配だ



## 財産管理 に関すること

遺言執行者に就任して遺言内容の実現を図ることや、裁判所から選任される相続財産管理人・不在者財産管理人等に就任して、他人の財産の管理や処分を行います。

- 行方不明の家族がいるが、その人の財産を適切に管理したい
- 相続人がいない人の財産を適切に管理したい
- 亡くなった父の遺言に従い財産を相続人に分配する手続きがしたい
- 預貯金等の相続手続きがしたい(紛争性のない場合)



## 裁判所に提出する書類の作成 に関すること

紛争の金額にかかわらず、裁判手続を本人で行う場合(本人訴訟)に、裁判所に提出する書類を作成します。簡易裁判所に限らず、家庭裁判所や地方裁判所等に提出する書類も作成できます。

- 売掛金請求等の裁判を自分でやりたい(訴状・答弁書・準備書面作成)
- 離婚や遺産分割でもめているので調停を申し立てたい(調停申立書作成)
- 親が借金を残して亡くなったので相続放棄がしたい(相続放棄申述書作成)
- 借金があり返済できないので債務整理したい(破産申立書・個人再生申立書作成)
- 親が認知症なので、後見開始の申立をしたい(後見等開始申立書作成)

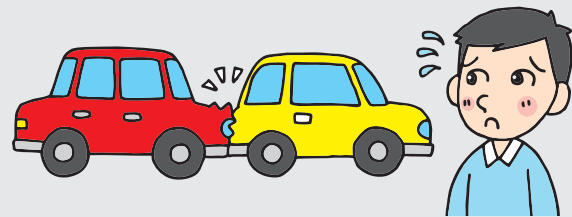


## 簡易訴訟代理等関係業務 に関すること

日常生活のトラブル(家賃や敷金、賃金や残業代等の労働問題、契約トラブル、交通事故等)について、訴額140万円以下の民事事件については、簡易裁判所での訴訟や調停、ADR手続の代理、裁判外の和解交渉をすることができます。

- アパート退去時に多額の修繕費を請求された
- 給料や残業代を払ってもらえない
- 追突事故にあったので、車の修繕代を請求したい
- 悪質商法の被害にあってしまった
- 売掛金の回収をしたい

\*法務大臣の認定を受けた認定司法書士は簡易裁判所で取り扱うことができる民事事件等の代理業務を行うことができます。



## その他の主な業務

### 供託手続の代理

- 家賃を受け取ってもらえないので供託したい

### 帰化申請に関する手続き

- 日本国籍を取得する手続きがしたい

司法書士はこれらの業務に関する相談を受けることができます。

業務を行うにあたっては、依頼者の方とじっくりと相談をした上で手続きを進めていきます。

また、税理士や弁護士、土地家屋調査士など他の士業との連携が必要な場合には連携して業務にあたります。

司法書士は全国に22,907人(令和4年4月1日現在)います。

まずはお気軽にご相談ください。

# 民事法律扶助のメニューと司法書士

## 書類作成援助 を利用した 本人訴訟・本人申立支援

司法書士・弁護士などの法律専門家を代理人として選任せずに、当事者本人で訴訟などの裁判手続を行うことを「本人訴訟」「本人申立」と言い、本人訴訟・本人申立による手続きも多く行われています。

司法書士は裁判手続に慣れていない方の相談を受け、裁判手続の仕組みやその流れ・それぞれの書類の意義等々を説明し、裁判所へ提出する書類を作成します。自分で裁判手続を行いたいという方や訴訟にかかる費用を抑えたいという方のために、裁判所提出書類作成業務を行います。

裁判所提出書類の作成業務は、認定司法書士に限らず全ての司法書士が行うことができます。

## 代理援助 を利用した 裁判手続等の支援

法務大臣の認定を受けた司法書士（認定司法書士）は、訴額140万円以下の民事事件については弁護士と同じように、本人の代理人として簡易裁判所での裁判手続や調停手続を行うことができます。また、裁判外での和解交渉を行うことも可能です。

司法書士は、裁判手続が必要となった方の法律相談を受け、行うべき法的手続や裁判手続の流れ等々を説明し、自分の代わりに裁判手続や相手方との交渉を行って欲しいという方等のために、代理人として、裁判手続を行います。

どちらを利用したらいいかわからない...



### このような方は 書類作成援助 がおススメです

- 自分で訴訟や調停がしたいけど、訴状や申立書を作るのは難しそう...
- 手続きにかかる費用をできるだけ抑えたい。
- 相続放棄、成年後見の申立、特別代理人選任の申立、相続財産管理人選任申立等。
- 離婚調停や遺産分割調停の書類を作って欲しい。

### このような方は 代理援助 の利用も考えられます

- 訴訟をしたいけど自分ではできない。全ての手続きを自分に代わってやってもらいたい。
- 裁判所から訴状が届いたが、仕事が忙しくて期日に裁判所に行くことができない。

## 具体的な相談事例で考えてみましょう!

### ☞ 「亡くなった父名義の家を自分の名義に変えたいのですが・・・」

このような相談を受けた場合、司法書士は「相続による所有権移転登記手続」を依頼者の代理人として行うことができます（※登記手続は民事法律扶助の立替の対象にはなりません）。登記手続を行う上で、前提となる問題がある場合には、それを解決する手続きについても書類作成援助などを利用して支援をします。

例えば・・・

●父が書いた自筆の遺言書があるのですが、それで手続きできますか？

遺言書の検認申立 ▶ **書類作成援助**

●相続人の中で協議がまとまらず、困っています。どうしたらいいですか？

遺産分割調停申立 ▶ **書類作成援助**

●相続人の一人が認知症で協議ができません。どうしたらいいですか？

後見開始等の申立 ▶ **書類作成援助**

### ☞ 「借金があるのですが・・・」

●借金を整理したい場合には・・・

任意整理 ▶ **代理援助**

特定調停 ▶ **代理援助**

**書類作成援助**

破産申立 ▶ **書類作成援助**

個人再生申立 ▶ **書類作成援助**

●過払い金があることがわかった場合には・・・

不当利得返還請求 ▶ **代理援助**

**書類作成援助**

### ☞ 「残業代を払ってもらえない・・・」 「貸したお金を返してもらえない・・・」等

相手方との交渉 ▶ **代理援助**

裁判手続による請求 ▶ **代理援助**

**書類作成援助**

### ☞ 「祖父が訪問販売の被害にあいました。今後のことも心配です・・・」

●まずは目の前の法的問題に対処しましょう

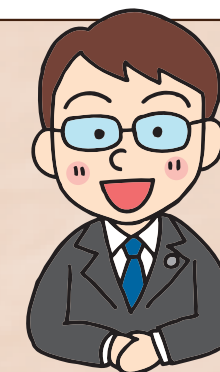
契約の取消・解除 ▶ **代理援助**

※簡易援助の利用も可能です

●今後に備えた対策を考えましょう

保佐や補助開始等の申立 ▶ **書類作成援助**

このような相談を受けた場合、司法書士は様々な手続きを利用し、利用者の方の支援を行います!



# 代理援助・書類作成援助を利用した場合の立替基準の比較例

※下記料金表は、立替金の目安です。事案が特に複雑であり、事案の解決に困難を伴う場合は、別途追加の立替金が生じる場合があります。

※なお、司法書士の代理援助は簡易裁判所における訴額140万円以下の場合に限られています。

## 1. 金銭請求事件

- 少額訴訟により訴額50万円の貸金返還請求を行い、50万円の返還を受けた場合

### 書類作成援助 の立替金

実 費	8,000円
初回報酬	22,000円
合 計	<b>30,000円</b>

### 代理援助 の立替金

実 費	35,000円
着手金	99,000円
報 酬	55,000円
合 計	<b>189,000円</b>

- 通常訴訟により訴額400万円の請求を行い、400万円を受領した場合

### 書類作成援助 の立替金

実 費	25,000円
初回報酬	27,500円
追加報酬	44,000円～55,000円
合 計	<b>96,500円～107,500円</b>

### 代理援助 の立替金

実 費	35,000円
着手金	187,000円
報 酬	440,000円
合 計	<b>662,000円</b>

※1 書類作成援助の立替金は、訴状及び準備書面2通を作成した場合として算定しています。  
 ※2 代理援助では、訴訟の結果、相手方より金銭を受領した場合、その金額の10% (税別) が成功報酬となります。  
 ※3 事件の難易等により、着手金、報酬金を増額する場合があります。  
 ※4 実費が決定額を超えた場合は、追加して支出することがあります。

## 2. 相続事件

- 相続放棄の手続きをしたい→家庭裁判所に対し相続放棄の申述をする場合

### 書類作成援助 の立替金

実 費	10,000円
初回報酬	27,500円
合 計	<b>37,500円</b>

### 代理援助 の立替金

実 費	10,000円～20,000円
着手金	33,000円～44,000円
合 計	<b>43,000円～64,000円</b>

- 遺産が5,000万円の遺産分割調停をした結果、1,200万円を相続した場合

### 書類作成援助 の立替金

実 費	10,000円
初回報酬	27,500円
合 計	<b>37,500円</b>

### 代理援助 の立替金

実 費	35,000円
着手金	242,000円
報 酬	440,000円
合 計	<b>717,000円</b>

## 3. 債務整理事件

- 自己破産の申立をしたい→債権者が10社以内の自己破産・免責の申立の同時廃止事件

### 書類作成援助 の立替金

実 費	17,000円
報 酬	88,000円
合 計	<b>105,000円</b>

### 代理援助 の立替金

実 費	23,000円
着手金	132,000円
合 計	<b>155,000円</b>

## 4. 離婚事件

- 離婚調停の申立をした結果、離婚は成立したが、慰謝料・養育費の支払いはない場合

### 書類作成援助 の立替金

実 費	10,000円
初回報酬	27,500円
合 計	<b>37,500円</b>

### 代理援助 の立替金

実 費	20,000円
着手金	88,000円～132,000円
報 酬	66,000円～132,000円
合 計	<b>174,000円～284,000円</b>

※ 書類作成援助の立替金は、申立書のみを作成した場合として算定しています。追加の書類作成がある場合は、追加の立替金が発生します。

## 5. 成年後見人等の選任申立事件

- 後見人の選任をしてもらいたい→家庭裁判所に対し、後見開始の申立をする場合

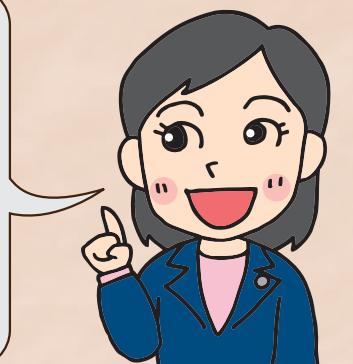
### 書類作成援助 の立替金

実 費	15,000円
報 酬	44,000円～66,000円
合 計	<b>59,000円～81,000円</b>

### 代理援助 の立替金

実 費	20,000円
着手金	66,000円～110,000円
合 計	<b>86,000円～130,000円</b>

代理援助を利用した場合と書類作成援助を利用した場合、最終的に利用者である被援助者が法テラスに償還する金額が異なります。  
 利用者の経済的負担を考慮した場合、書類作成援助の利用を検討いただくと経済的負担を抑えることができます。  
 書類作成援助の前提となる相談は、法律相談援助の対象にはなりません。全国各地の司法書士会においては、定期的に無料相談を開催しているところが多く、そのような相談を活用いただくことで、利用者の経済的な負担なく相談を受けていただくことも可能です。  
 書類作成援助の利用を希望される方には、全国各地の司法書士会をご紹介します。



## 利用条件について

### 1. 資力が一定額以下であること

#### (1) 収入が一定額以下であること

賞与も含んだ月収(手取り)の目安は次のとおりです。

単身者	182,000円(200,200円)以下
2人家族	251,000円(276,100円)以下
3人家族	272,000円(299,200円)以下
4人家族	299,000円(328,900円)以下

※( )内は、東京・大阪などの大都市の基準です。

※以下、1人増につき、30,000円(33,000円)を加算。家賃、住宅ローン、医療費、教育費等の出費がある時は一定額が考慮されます。

#### (2) 保有資産が一定額以下であること

申込者及び配偶者の有する現金、預貯金、有価証券、不動産等の時価の合算した額が次の額以下であること。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下

※生活のために必要な自宅及び農地、係争物件である資産、配偶者が紛争の相手方である時の配偶者の資産は除外できます。

※将来の医療費、教育費及び冠婚葬祭等のために備蓄した財産については、相当額を控除できる場合があります。

※なお、法律相談援助のみを利用される場合は、取扱いが異なります。

### 2. 勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものも含まれます。

### 3. 民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、又は権利濫用的な訴訟の場合などは利用できません。

## 償還金(返済金)について

立替費用は原則として毎月分割で法テラスへ償還(返済)していただくこととなります。

ただし、生活保護を受給している等の事情により償還が困難な場合には、援助終結まで償還を猶予する制度もあります。

なお、援助終結時に財産的利益を得られず、生活保護を受給されている等の場合には償還が免除されることがあります。

### 全国の司法書士会

札幌司法書士会 011-281-3505	静岡県司法書士会 054-289-3700	山口県司法書士会 083-924-5220
函館司法書士会 0138-27-0726	山梨県司法書士会 055-253-6900	岡山県司法書士会 086-226-0470
旭川司法書士会 0166-51-9058	長野県司法書士会 026-232-7492	鳥取県司法書士会 0857-24-7013
釧路司法書士会 0154-41-8332	新潟県司法書士会 025-244-5121	島根県司法書士会 0852-24-1402
宮城県司法書士会 022-263-6755	愛知県司法書士会 052-683-6683	香川県司法書士会 087-821-5701
福島県司法書士会 024-534-7502	三重県司法書士会 059-224-5171	徳島県司法書士会 088-622-1865
山形県司法書士会 023-623-7054	岐阜県司法書士会 058-246-1568	高知県司法書士会 088-825-3131
岩手県司法書士会 019-622-3372	福井県司法書士会 0776-43-0601	愛媛県司法書士会 089-941-8065
秋田県司法書士会 018-824-0187	石川県司法書士会 076-291-7070	福岡県司法書士会 092-714-3721
青森県司法書士会 017-776-8398	富山県司法書士会 076-431-9332	佐賀県司法書士会 0952-29-0626
東京司法書士会 03-3353-9191	大阪司法書士会 06-6941-5351	長崎県司法書士会 095-823-4777
神奈川司法書士会 045-641-1372	京都司法書士会 075-241-2666	大分県司法書士会 097-532-7579
埼玉司法書士会 048-863-7861	兵庫司法書士会 078-341-6554	熊本県司法書士会 096-364-2889
千葉司法書士会 043-246-2666	奈良県司法書士会 0742-22-6677	鹿児島県司法書士会 099-248-8270
茨城司法書士会 029-225-0111	滋賀県司法書士会 077-525-1093	宮崎県司法書士会 0985-28-8538
栃木県司法書士会 028-614-1122	和歌山司法書士会 073-422-0568	沖縄県司法書士会 098-867-3526
群馬司法書士会 027-224-7763	広島司法書士会 082-221-5345	

詳しくはお近くの  
「司法書士会」「法テラス」へ  
お問い合わせください。

# 書類作成援助のススメ

司法書士に  
ご相談ください!

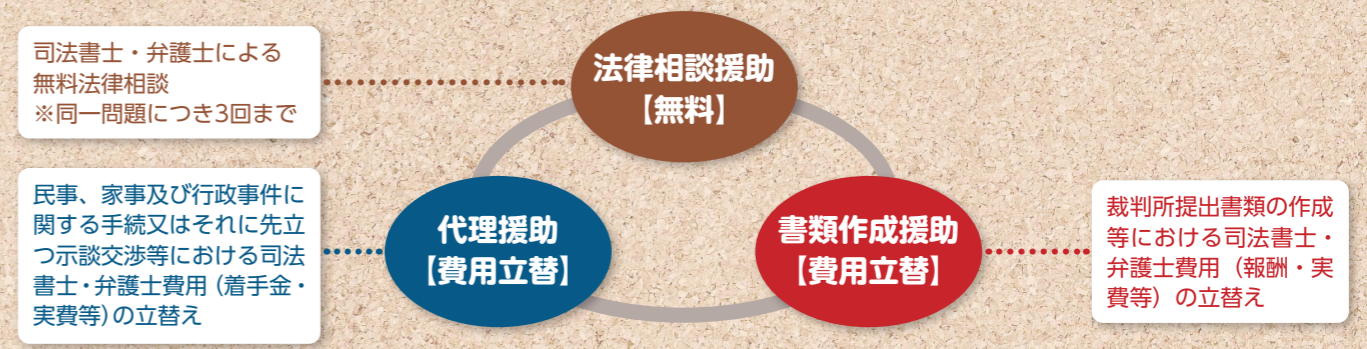


法的トラブルにあった時や法的手続が必要な時、「専門家に相談したい。でも、費用が心配…」ということがあられると思います。日本司法支援センターが定める一定の条件を満たしている場合、民事法律扶助を利用して、法的手続を行うことができます。あなたには書類作成援助がおススメかもしれません。まずは司法書士にご相談ください!



## 民事法律扶助って?

民事法律扶助とは、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、日本司法支援センター(法テラス)が無料法律相談を行い、必要な場合、裁判費用や司法書士・弁護士の費用の立替えを行う制度です。



## 司法書士が行う法的支援と民事法律扶助のメニュー

### 裁判所提出書類作成業務による 本人訴訟・本人申立の支援

司法書士・弁護士などの法律専門家を代理人として選任せずに、当事者本人で訴訟などの裁判手続を行うことを「本人訴訟」「本人申立」と言い、本人訴訟・本人申立による手続も多く行われています。

司法書士は裁判手続に慣れていない方の相談を受け、裁判手続の仕組みやその流れ・それぞれの書類の意義などを説明し、裁判所へ提出する書類を作成します。自分で裁判手続を行いたいという方や訴訟にかかる費用を抑えたいという方のために、裁判所提出書類作成業務を行います。

### 簡裁訴訟代理等関係業務による 裁判手続等の支援

法務大臣の認定を受けた司法書士（認定司法書士）は、訴額140万円以下の民事事件については弁護士と同じように、本人の代理人として簡易裁判所での裁判手続や調停手続を行うことができます。また、裁判外での和解交渉を行うことも可能です。

司法書士は、裁判手続が必要となった方の相談を受け、行うべき法的手続や裁判手続の流れなどを説明し、自分の代わりに裁判手続や相手方との交渉を行ってほしいという方等のために、代理人として、裁判手続を行います。

## Q 何が違うの？ どちらを選べばいいの？

### このような方は書類作成援助 の利用がおすすめです

- 自分で訴訟や調停がしたいけど、訴状や申立書を作るのは難しそう…。
- 手続にかかる費用を抑えたい。
- 相続放棄、成年後見の申立、特別代理人選任の申立、相続財産管理人選任申立など、相手との争いがない手続である。
- 離婚調停や遺産分割調停の書類を作ってほしい。

皆さんの状況に応じて、  
手続を選んで  
支援します！



こういう違いが  
あるんだ!!  
自分にあった援助が  
選べるんですね。

### このような方は代理援助 の利用が考えられます

- 訴訟をしたいけど自分ではできない。全ての手続を自分に代わってやってもらいたい。
- 裁判所から訴状が届いたが、仕事が忙しくて日に裁判所に行くことができない。

## 民事法律扶助を利用した場合の立替金の例

### 1. 金銭請求事件

少額訴訟により訴額50万円の貸金返還請求を行い、50万円の返還を受けた場合

#### 書類作成援助 の立替金

実 費	8,000円
報 酬	22,000円
合 計	30,000円

#### 代理援助 の立替金

実 費	35,000円
着 手 金	99,000円
報 酬	55,000円
合 計	189,000円

### 2. 相続事件

相続放棄の手続をしたい → 家庭裁判所に対し相続放棄の申述をする場合

#### 書類作成援助 の立替金

実 費	10,000円
初回報酬	27,500円
合 計	37,500円

#### 代理援助 の立替金

実 費	10,000円～ 20,000円
着 手 金	33,000円～ 44,000円
合 計	43,000円～ 64,000円

### 3. 債務整理事件

自己破産の申立をしたい → 債権者が10社以内の自己破産・免責の申立の同時廃止事件

#### 書類作成援助 の立替金

実 費	17,000円
報 酬	88,000円
合 計	105,000円

#### 代理援助 の立替金

実 費	23,000円
着 手 金	132,000円
合 計	155,000円

### 4. 離婚事件

離婚調停の申立をした結果、離婚は成立したが、慰謝料・養育費の支払いはない場合

#### 書類作成援助 の立替金

実 費	10,000円
初回報酬	27,500円
合 計	37,500円

#### 代理援助 の立替金

実 費	20,000円
着 手 金	88,000円～ 132,000円
報 酬	66,000円～ 132,000円
合 計	174,000円～ 284,000円

### 5. 成年後見人等の選任申立事件

後見人の選任をしてもらいたい → 家庭裁判所に対し、後見開始の申立をする場合

#### 書類作成援助 の立替金

実 費	15,000円
報 酬	44,000円～ 66,000円
合 計	59,000円～ 81,000円

#### 代理援助 の立替金

実 費	20,000円
着 手 金	66,000円～ 110,000円
合 計	86,000円～ 130,000円

※1. 上記は立替金の目安です。事案が特に複雑であり、事案の解決に困難を伴う場合は、別途追加の立替金が生じる場合があります。

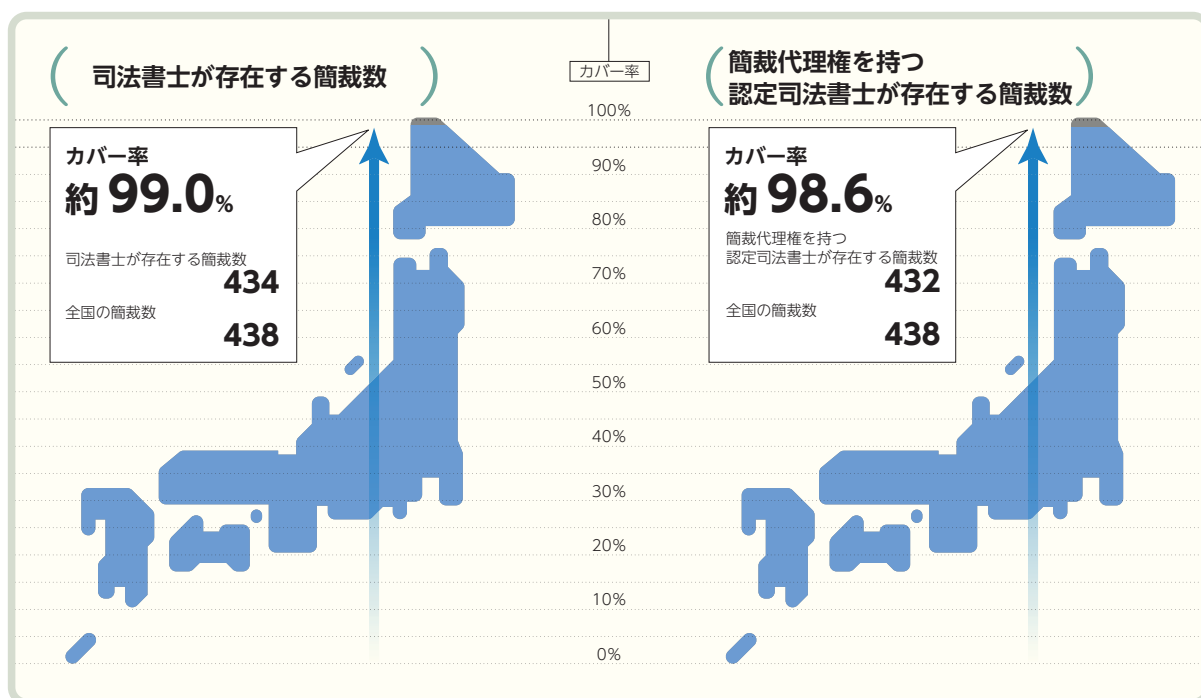
※2. 司法書士の代理援助は、簡易裁判所における訴額140万円以下の民事事件に限られます。

※3. 令和8年2月1日時点の日本司法支援センター業務方法書(別表3)の立替基準によります。

## 4. 司法過疎対策

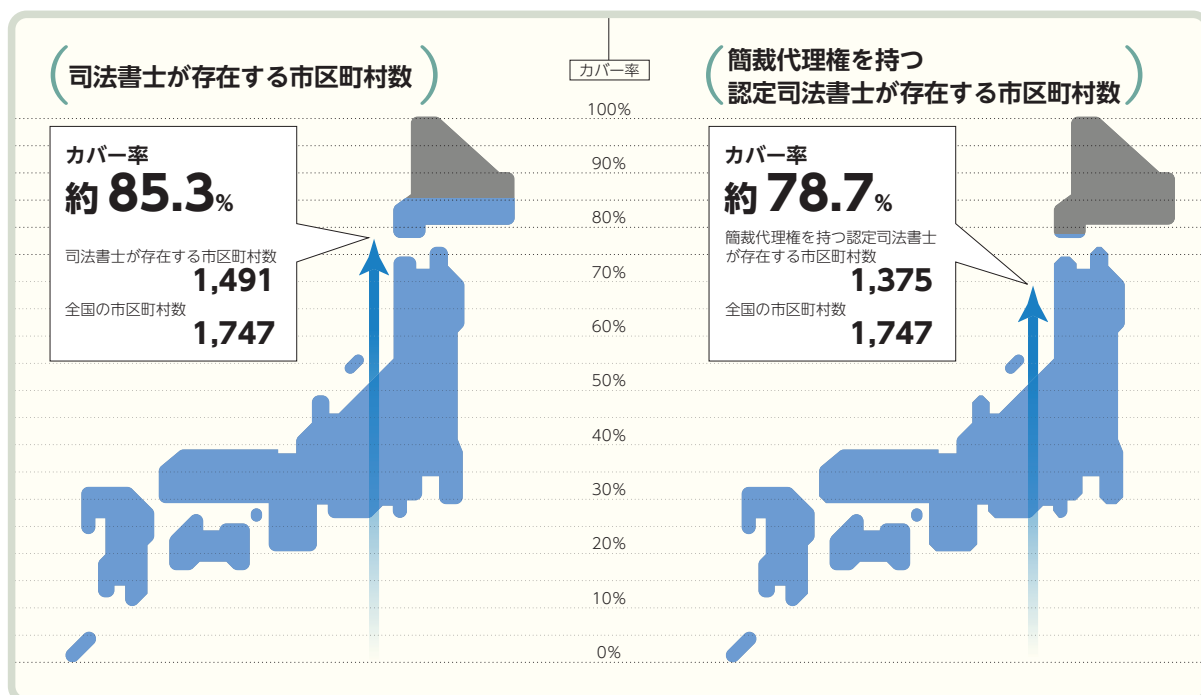
### 1 司法書士の存在状況

#### 司法書士・認定司法書士が管轄内に存在する簡易裁判所数



※令和 6 年 4 月 1 日現在。

#### 司法書士・認定司法書士が存在する市区町村数



※令和 6 年 4 月 1 日現在。

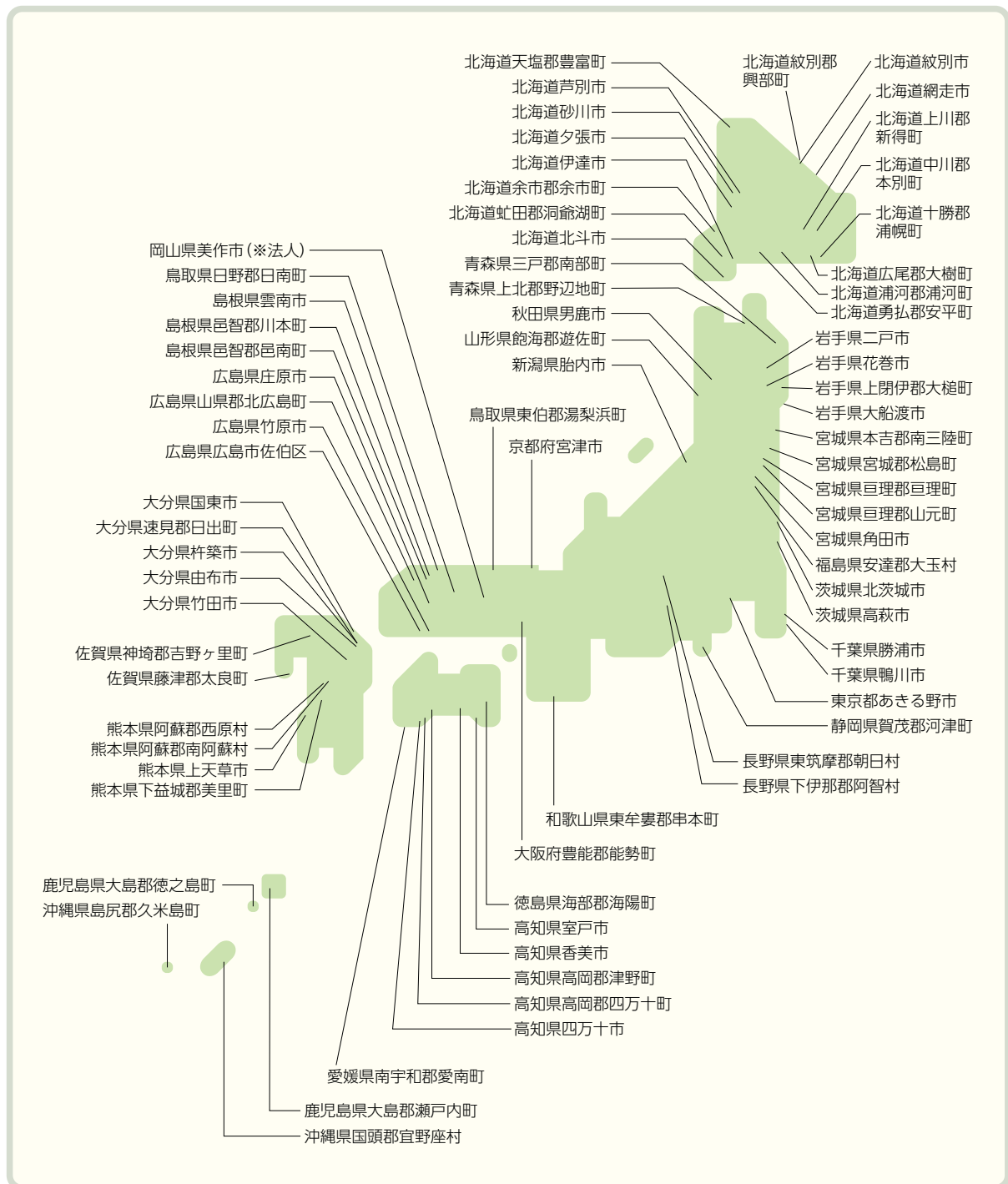
## 2 日司連が実施する司法過疎地開業支援事業

日司連は、市民の司法へのアクセスが困難な地域において、司法サービスの提供に積極的に取り組む司法書士及び司法書士法人を支援している。

具体的には、地域司法拡充事業の一環として実施する司法過疎地開業支援により、一定の要件の下、当該地域において期間内に開業又は開業予定の会員等（司法書士となる資格を有する者を含む。）に対し、開業及び定着のための支援金を貸与するなど、財政的な支援を行うものである。

これまでに本事業により、97名の司法書士と4つの司法書士法人を支援した。

### 日司連が司法過疎地開業支援事業を実施した地域（閉所した地域を除く）



※令和6年11月現在。

### 3 司法過疎地開業支援フォーラム・開業シンポジウム

これまで司法書士は、「身近なくらしの中の法律家」として、市民が頼れる地域の身近な存在としての活躍の場を広げ、司法アクセス充実の一翼として司法サービスの提供に取り組んできた。

しかし、会員数をみると都市部への集中傾向が強く、地方における会員数は減少している。

司法書士へのアクセスの拡充は、司法制度改革が目指す総合法律支援の実施及び体制整備に直結する活動であり、日司連事業としても重要なものである。

司法書士は、全国にあまねく存在し、司法へのアクセスポイント機能をより充実させていかなければならない。そのためには司法過疎地における開業を促進し、定着を図り、当該地域の司法過疎を根本的に解消する必要がある。そこで、司法過疎地での開業を志す会員及び司法書士となる資格を有する者に対し、司法過疎地での開業のメリットや魅力等を紹介するとともに、開業にあたっての疑問や不安を解消する機会として、平成18年度から平成30年度まで毎年（平成19年度以降は東会場、西会場の2か所で開催）「司法過疎地開業支援フォーラム」を開催してきた。

また、令和元年度以降は「司法書士開業シンポジウム」に刷新し、令和元年度は東京1か所で、令和2年度から令和5年度はオンラインにて、令和6年度はオンラインと会場参加ともに可能とし、ハイブリッドで開催している。

これらのフォーラム・シンポジウムでは、日司連の担当者から各地の実情についての説明及び情報提供をするとともに、実際に司法過疎地で開業した会員から開業までの経緯や現在の状況等が参加者に伝えられている。

なお、令和6年度のシンポジウムの概略は次のとおりである。

- 1 基調講演／テーマ：地方移住・地方暮らしの魅力
- 2 パネルディスカッション／テーマ：地方開業のリアル
- 3 日司連の指針及び取組み（主に開業支援・地域司法拡充基金の説明）について
- 4 司法書士会及びブロック会による開業者募集 PR
- 5 質疑応答

## ■ 司法過疎地開業支援フォーラム（日司連主催のもの）

開催回数	開催日	会場
第1回開業支援フォーラム	平成18年 8月 5日	日司連ホール
第2回開業支援フォーラム	平成19年 3月 24日	神戸国際会議場
第3回開業支援フォーラム	平成20年 1月 26日 (西会場) 平成20年 1月 27日 (東会場)	WTC ホール 日司連ホール
第4回開業支援フォーラム	平成21年 1月 17日 (東会場) 平成21年 1月 25日 (西会場)	日司連ホール 梅田センタービル
第5回開業支援フォーラム	平成22年 1月 16日 (東会場) 平成22年 1月 23日 (西会場)	日司連ホール TKP 大阪淀屋橋カンファレンスセンター
第6回開業支援フォーラム	平成23年 1月 15日 (東会場) 平成23年 1月 22日 (西会場)	日司連ホール TKP 大阪淀屋橋カンファレンスセンター
第7回開業支援フォーラム	平成24年 3月 17日 (東会場) 平成24年 3月 24日 (西会場)	日司連ホール TKP 大阪梅田ビジネスセンター
第8回開業支援フォーラム	平成24年 11月 10日 (東会場) 平成24年 11月 17日 (西会場)	日司連ホール TKP 大阪梅田ビジネスセンター
第9回開業支援フォーラム	平成26年 1月 18日 (西会場) 平成26年 1月 25日 (東会場)	TKP 大阪梅田ビジネスセンター TKP 東京市ヶ谷カンファレンスセンター
第10回開業支援フォーラム	平成26年 11月 8日 (東会場) 平成26年 11月 15日 (西会場)	日司連ホール TKP ガーデンシティ大阪梅田
第11回開業支援フォーラム	平成28年 1月 30日 (東会場) 平成28年 1月 31日 (西会場)	日司連ホール TKP ガーデンシティ大阪梅田
第12回開業支援フォーラム	平成28年 10月 29日 (東会場) 平成28年 10月 30日 (西会場)	日司連ホール TKP ガーデンシティ大阪梅田
第13回開業支援フォーラム	平成29年 10月 14日 (西会場) 平成29年 10月 15日 (東会場)	TKP ガーデンシティ大阪梅田 日司連ホール
第14回開業支援フォーラム	平成30年 10月 13日 (東会場) 平成30年 10月 14日 (西会場)	日司連ホール TKP ガーデンシティ大阪梅田
第1回 Fresh Green 司法書士シンポジウム	令和 元 年 11月 2日	日司連ホール
司法書士開業シンポジウム ONLINE	令和 3 年 1月 30日	Zoom ウェビナーを使用して開催
司法書士開業シンポジウム ONLINE	令和 3 年 11月 6日	Zoom ウェビナーを使用して開催
司法書士開業シンポジウム ONLINE	令和 4 年 11月 5日	Zoom ウェビナーを使用して開催
司法書士開業シンポジウム ONLINE	令和 5 年 11月 18日	Zoom ウェビナーを使用して開催
司法書士開業シンポジウム	令和 6 年 11月 16日	日司連ホール・Zoom ウェビナーを使用して開催

## 4 地方の司法書士会における開業支援事業

全国の司法書士会の会員数は、大都市圏もしくは高裁所在地のようなその地方の中核地域では増加している一方で、それ以外の多くの司法書士会では減少傾向にある。会員の都市部偏在化の傾向は強くなっている。

会員数の維持は、司法書士会としての活動を維持するための生命線であり、その減少は司法アクセスに寄与する事業の担い手の不足を招くことにもつながる事態でもある。

そこで、司法過疎地に留まらない、地方の司法書士会での開業を支援する事業として、令和6年9月21日・22日に東京国際フォーラムで開催された移住相談イベント「ふるさと回帰フェア2024」に令和5年度に引き続きブース出展を行い、14名の会員等より地方開業に関する相談を受けた。（日司連は9月21日のみ出展。）

## 5 司法過疎地相談所

司法過疎地域の中でも、法律家の開業が特に希求される地域でありながら司法書士が存在せず、司法書士会及びブロック会において早急な対応が必要であると認める地域を対象として、司法過疎対策を目的とした司法過疎地相談所を以下のとおり設置している。

司法過疎地相談所は、司法書士総合相談センターといわゆる公設事務所の中間に位置するような形態であり、担当司法書士が定期的に相談を受け付け、相談後の受任及び受託を含めたサポートをすることにより、当該地域の法的サービス拡充を図るものである。

### 南大隅地区司法書士法律相談センター

- (1) 所 在 鹿児島県肝属郡錦江町城元 1043-4
- (2) 開 所 日 平成23年2月1日
- (3) 相談実績（令和5年4月1日から令和6年3月31日）※毎週月曜日に開催。
  - ・相談件数合計 80件
  - ・内 訳 ①登記・供託関係 38件 ②民事 11件 ③多重債務 4件  
④家事 25件 ⑤財産管理 0件 ⑥企業法務 0件 ⑦社会問題 0件  
⑧その他 2件
  - ・相談員数（延べ） 53名

## 6 司法書士巡回法律相談

75 頁の「司法書士の存在状況」のとおり、全国 438 の簡易裁判所の管轄地域のうち、司法書士は 434 の管轄地域に存在している。

司法書士が管轄内に存在していない簡易裁判所は、<sup>すっつ</sup>寿都（北海道）、<sup>まつまえ</sup>松前（北海道）、<sup>にいじま</sup>新島（東京都）、<sup>こしま</sup>甕島（鹿児島県）の 4 つである。

この 4 つの簡易裁判所の管轄地域は人口が少なく、司法書士事務所の開設も難しく、司法過疎地相談所の設置も困難であると思われるので、司法書士事務所や司法過疎地相談所を設置する代わりに、当該地域での巡回法律相談を定期的実施している。寿都、新島、甕島は平成 26 年度より、松前は平成 30 年 4 月より巡回法律相談を実施している。

### ■ 簡易裁判所管轄における司法書士 0(ゼロ)地域のサービス拡充を目的とした巡回法律相談の実施

#### 令和 5 年度実施分

①寿都	
令和 6 年 1 月 10 日 (水)	相談件数 4 件
令和 6 年 2 月 13 日 (火)	相談件数 2 件
令和 6 年 3 月 12 日 (火)	相談件数 0 件
②松前	
令和 5 年 4 月 10 日 (月)	相談件数 4 件
令和 5 年 5 月 8 日 (月)	相談件数 3 件
令和 5 年 6 月 12 日 (月)	相談件数 4 件
令和 5 年 7 月 10 日 (月)	相談件数 5 件
令和 5 年 8 月 21 日 (月)	相談件数 4 件
令和 5 年 9 月 11 日 (月)	相談件数 1 件
令和 5 年 10 月 1 日 (日)	相談件数 4 件
令和 5 年 11 月 12 日 (日)	相談件数 3 件
令和 5 年 12 月 3 日 (日)	相談件数 2 件
令和 6 年 1 月 14 日 (日)	相談件数 2 件
令和 6 年 2 月 25 日 (日)	相談件数 6 件
令和 6 年 3 月 10 日 (日)	相談件数 3 件

③新島・神津島・式根島	
(新島)	
令和 5 年 4 月 14 日 (金)	相談件数 4 件
令和 5 年 5 月 12 日 (金)	相談件数 2 件
令和 5 年 7 月 14 日 (金)	相談件数 4 件
令和 5 年 8 月 4 日 (金)	相談件数 2 件
令和 5 年 10 月 13 日 (金)	相談件数 4 件
令和 5 年 12 月 8 日 (金)	相談件数 4 件
令和 6 年 1 月 12 日 (金)	相談件数 3 件
令和 6 年 2 月 9 日 (金)	相談件数 3 件
令和 6 年 3 月 8 日 (金)	相談件数 4 件
(神津島)	
令和 5 年 4 月 3 日 (月)	相談件数 2 件
令和 5 年 8 月 7 日 (月)	相談件数 0 件
令和 5 年 10 月 2 日 (月)	相談件数 5 件
(式根島)	
令和 6 年 2 月 9 日 (金)	相談件数 3 件
④甕島	
令和 5 年 4 月 22 日 (土)	相談件数 1 件
令和 5 年 5 月 27 日 (土)	相談件数 2 件
令和 5 年 6 月 24 日 (土)	相談件数 1 件
令和 5 年 7 月 22 日 (土)	相談件数 1 件
令和 5 年 8 月 26 日 (土)	相談件数 2 件
令和 5 年 9 月 23 日 (土)	相談件数 1 件
令和 5 年 10 月 28 日 (土)	相談件数 1 件
令和 5 年 11 月 25 日 (土)	相談件数 2 件
令和 5 年 12 月 23 日 (土)	相談件数 2 件
令和 6 年 1 月 27 日 (土)	相談件数 1 件

## 民事裁判のデジタル化のメリット

裁判をもっと身近に  
利用しやすく

## 🕒 時間が節約できる

ウェブ会議を活用することで、裁判所以外の自宅や職場近くの事務所等から裁判に参加可能になり、裁判所に行く必要がなくなります。

## 📄 手続がスムーズに

書類の郵送にかかる時間やコストを削減でき、24時間365日(メンテナンス時除く)、オンラインで書類の提出が可能です。

## 🛡️ 安心のサポート体制

「デジタル機器がない」「操作が難しい」という方のために、司法書士がしっかりとサポート(本人サポート)を行います。

デジタル化の  
詳しい情報はこちらへ！



日司連HP  
民事裁判手続デジタル化関連ページ



## ご相談・お問合せ

民事裁判や本人サポートに関するご相談は  
お近くの司法書士へ。

## ● 全国司法書士会一覧 ●

北海道	
札幌司法書士会	011-281-3505
函館司法書士会	0138-27-0726
旭川司法書士会	0166-51-9058
釧路司法書士会	0154-41-8332
東北	
宮城県司法書士会	022-263-6755
福島県司法書士会	024-534-7502
山形県司法書士会	023-623-7054
岩手県司法書士会	019-622-3372
秋田県司法書士会	018-824-0187
青森県司法書士会	017-776-8398
関東	
東京司法書士会	03-3353-9191
神奈川司法書士会	045-641-1372
埼玉司法書士会	048-863-7861
千葉司法書士会	043-246-2666
茨城司法書士会	029-225-0111
栃木県司法書士会	028-614-1122
群馬司法書士会	027-224-7763
静岡県司法書士会	054-289-3700
山梨県司法書士会	055-253-6900
長野県司法書士会	026-232-7492
新潟県司法書士会	025-244-5121
中部	
愛知県司法書士会	052-683-6683
三重県司法書士会	059-224-5171
岐阜県司法書士会	058-246-1568
福井県司法書士会	0776-43-0601
近畿	
石川県司法書士会	076-291-7070
富山県司法書士会	076-431-9332
大阪司法書士会	06-6941-5351
京都司法書士会	075-241-2666
兵庫県司法書士会	078-341-6554
奈良県司法書士会	0742-22-6677
滋賀県司法書士会	077-525-1093
和歌山県司法書士会	073-422-0568
中国	
広島司法書士会	082-221-5345
山口県司法書士会	083-924-5220
岡山県司法書士会	086-226-0470
鳥取県司法書士会	0857-24-7013
島根県司法書士会	0852-24-1402
四国	
香川県司法書士会	087-821-5701
徳島県司法書士会	088-622-1865
高知県司法書士会	088-825-3131
愛媛県司法書士会	089-941-8065
九州	
福岡県司法書士会	092-714-3721
佐賀県司法書士会	0952-29-0626
長崎県司法書士会	095-823-4777
大分県司法書士会	097-532-7579
熊本県司法書士会	096-364-2889
鹿児島県司法書士会	099-248-8270
宮崎県司法書士会	0985-28-8538
沖縄県司法書士会	098-867-3526

司法書士  
総合相談  
センター

全国各地で無料相談会等を  
開催しています。



裁判をしななければならない

デジタルが  
苦手な方々へ!本人サポートは  
司法書士にご相談を!司法がもっと頼りやすく。  
あなたの悩みを支えます。

日本司法書士会連合会  
公式キャラクター「しほ~しし」®



訴えようと思っている方も  
訴えられてしまった方も



📱 お近くの司法書士へ

※「全国司法書士会一覧」へ

日本司法書士会連合会  
法務省大臣官房司法法制部

(令和8年4月発行)

## 民事裁判手続のデジタル化とは？

民事訴訟法等の改正により、**令和8年5月21日から**、全面的に民事裁判手続がデジタル化されます。それによって、以下のとおり、裁判手続においてインターネットを利用できるようになります。

### オンライン申立て

訴状などの書類をインターネットから提出できるようになります。

※原則24時間365日どこでもすることができます。



### ウェブ会議での期日出席

裁判所に行かずに、自宅等でインターネットからウェブ会議システム等で裁判の手続に出席できます。

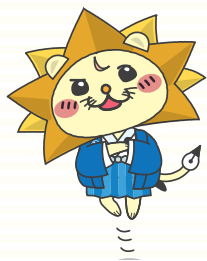
※裁判所に行かなくてもよくなくなります。



### 記録の電子化

裁判の記録が電子化されるので、自宅等でインターネットからアクセス可能になります。

※原則として裁判所に行き記録を見る必要がなくなります。



**ご安心ください！**

デジタル機器の操作が不安な方は、デジタル化された後も、これまでどおり、裁判所に紙で書類を提出することもできます！

## 本人サポートとは？

「パソコンが家がない」「パソコンが苦手で不安」だけど、自分でインターネットから書類を提出して裁判をしたい方！  
司法書士がサポートしますのでご安心ください！本人サポートは、民事裁判のバリアフリー化のための制度です！！

### 1 書類の電子提出・受取を代行して支援します！

司法書士がサポートとなり、書類の電子提出・受取を代わりに行ってサポートします。



### 2 システムへの入力支援をします！

裁判所のシステムを通して書類を提出する操作をサポートします。



### 3 証拠のデジタル化をします！

手書きのメモや領収書等の紙の資料をスキャンしてデータにする作業をサポートします。



お一人で悩まず、  
まずはご相談ください！

## 認定司法書士とは？

～身近な暮らしの中の法律家～

「**司法書士**」

司法書士は、**登記手続や、裁判所に提出する書類の作成などを行う**法律専門職です。



### 認定司法書士なら……

140万円以下の民事トラブルをあなたに代わって解決！

- ✓ 簡易裁判所での訴訟代理
- ✓ 裁判外での和解交渉(示談)
- ✓ 法律相談

※簡易裁判所管轄の民事紛争に限ります



### 自分で裁判を行いたい方……

司法書士は、事件の種類等に関わらず、裁判所に提出する書類を作成することができます。

自分で裁判を行いたいが、**書類だけ作ってほしいというニーズ**にお応えします。



総括調査票

調査事業名		(7) 日本司法支援センター運営費交付金		調査対象 予算額	令和元年度：14,902百万円 ほか (参考 令和2年度：14,847百万円)		
府省名	法務省	会計	一般会計	項	日本司法支援センター運営費	調査主体	本省
組織	法務本省			目	日本司法支援センター運営費交付金	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

日本司法支援センター（以下、「法テラス」という。）は、総合法律支援法（以下、「法」という。）に基づき、総合法律支援（弁護士等のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援）に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的として、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。

法テラスが行う業務の一つに、資力の弱い者が法的トラブルにあった時に、無料法律相談（以下、「法律相談」という。）や、弁護士費用の立替え（以下、「代理援助」という。）、書類作成費用の立替え（以下、「書類作成援助」という。）を行う民事法律扶助業務がある。近年、自己破産等の多重債務事件が増加してきていることなどにより、民事法律扶助業務に係る予算額は高止まりの傾向にある。

こうした背景の下、今般の調査は、民事法律扶助に係る利用者負担及び財政負担軽減等の観点から、書類作成援助の活用状況に着眼した調査を行うこととした。

また、立替金の回収状況、法テラスに常勤している弁護士（以下、「常勤弁護士」という。）の活用について、調査を行うこととした。（本調査は、平成24年度、26年度及び29年度の予算執行調査のフォローアップ調査として実施（平成24年度調査は平成22年度のフォローアップ調査として実施）。）

②調査の視点

1. 利用者負担及び財政負担軽減等のための方策について

主に司法書士が行う書類作成援助は、一般的に、弁護士が行う代理援助よりも費用が安価であることから、利用者負担及び財政負担軽減の観点からも、書類作成援助による対応が可能な事件については、書類作成援助を活用するべきではないか。

また、常勤弁護士は処理件数に関わらず一定の給与が支給されている。常勤弁護士の活用をさらに促進させることで財政負担の軽減につながるのではないか。

2. 立替金の回収状況について

これまでの調査における指摘事項を踏まえ、効果的な回収のための対応が図られているか。その結果、回収率が向上するなどの効果が表れているか。回収率の更なる向上のため、新たに取り組むべき方策はあるか。

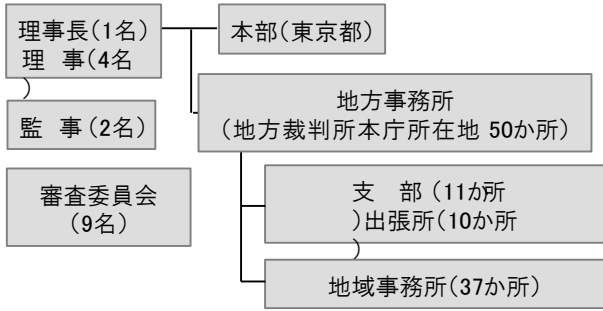
【調査対象年度】  
平成29年度～令和元年度

【調査対象先数】  
日本司法支援センター  
本部  
地方事務所 50か所

日本司法支援センター（法テラス）の組織及び業務内容

組織

(令和2年4月1日 現在)



主な業務内容

民事法律扶助 法第30条第1項第2～4号

- 資力の乏しい方に対し、民事に関する以下の援助を実施
  - ・弁護士費用の立替え(代理援助)
  - ・書類作成費用の立替え(書類作成援助)
  - ・無料法律相談(法律相談)
- 認知機能が十分でない方に対する資力を問わない法律相談を実施
- 政令で指定する大規模災害の被災者に対する無料法律相談を実施

国選弁護等関連 法第30条第1項第6号

- 国選弁護に関する以下の業務を実施
  - ・支援センターと契約した弁護士を国選弁護人候補として裁判所通知
  - ・国選弁護人に対する報酬の支払

※そのほか、司法過疎対策、情報提供、犯罪被害者支援等の業務も行っている。

【これまでの調査結果（平成24、26、29年度）の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- ・立替金債権等の回収について、将来の運営費交付金予算の効率化を図るため、長期滞納債権等の回収に集中的に取り組むべき。
- ・常勤弁護士の配置について、事務所単位の常勤弁護士一人当たりの業務量が不均衡な状態であるため、配置人数を適正化すべき。

反映の内容等

- ・立替金の回収計画の見直しを行うなどして、回収業務が円滑に実施されるように業務の点検、見直しを行っている。
- ・地方事務所の常勤弁護士の配置を適正化したことにより見込まれる常勤弁護士の事件処理件数の増加分を予算に反映させた。



# 総 括 調 査 票

調査事案名 (7) 日本司法支援センター運営費交付金

## ③調査結果及びその分析

### 1. 利用者負担及び財政負担軽減等のための方策について

#### (1) 書類作成援助の活用

- 代理援助と書類作成援助の立替金額の過去5か年の平均単価（1件当たり）を比較したところ、【表1】のとおり書類作成援助のほうが代理援助よりも30千円安価であった。
- 全50地方事務所に対し、「利用者が書類作成援助で対応できる事件」はどのような事件か確認したところ、【表2】のとおり自己破産事件については42事務所（8割）、相続放棄の申述などの家事事件については36事務所（7割）が書類作成援助で対応可能と回答があった。  
また、特に「管財事件」以外の自己破産事件については、書類作成援助の活用が可能であるとの意見が多数あった。
- 他方で、令和元年度に全50地方事務所において代理援助を行った案件のうち、自己破産事件に係る案件を抽出調査（500件）したところ、【図1】のとおり7割以上（358件）が管財事件以外の案件にも関わらず、代理援助で処理されていた。
- 我が国全体の自己破産事件でみると、約11%が司法書士に対して書類作成の依頼をしている（※2）のに対し、法テラスにおいては約5%にとどまっており、書類作成援助の更なる活用の余地があるといえる。  
（※2）引用元：2017年破産事件及び個人再生事件記録調査（日本弁護士連合会消費者問題対策委員会）
- 以上のとおり、破産手続の中には司法書士が書類作成を請け負うことにより手続きを行うことが十分可能なものがあり、その費用を返済していく利用者にとっても一般的に経済的負担が少なく済むということが、多くの地方事務所において認識されているにも関わらず、法テラスにおいては、こうした観点に基づいた事件の振り分けが行われていない。

#### (2) 常勤弁護士の活用

- 常勤弁護士が行う業務のうち、民事法律扶助等の主要3業務（法律相談、代理援助、国選弁護）の常勤弁護士1人当たりの年間業務量を確認したところ、【表3】のとおり事務所ごとで大きく開きがあった。
- 平成29年度以降、全50地方事務所のうち、27事務所が常勤弁護士の配置数の見直しを行っている。しかし、依然として、常勤弁護士1人当たりの年間業務量は不均衡な状態となっており、年間業務量を客観的に評価する必要があると考えられる。
- なお、常勤弁護士に対しては、内部規定に基づき、処理件数に関わらず一定の給与が支給されており、非常勤の契約弁護士と異なり着手金・報酬金の支払いはされない。そのため、常勤弁護士の処理件数を増加させることで、民事法律扶助業務に係る着手金・報酬金分の財政負担の軽減に寄与することが期待される。

【表1】立替金額の平均単価（1件当たり）  
（全地方事務所の5か年平均（平成27年度～令和元年度））（単位：円）

案件	全体	多重債務	金銭事件	家事事件
代理援助(①)	123,446	133,289	117,167	114,149
書類作成援助(②)	93,260	103,565	36,250	61,148
差引(①-②)	30,186	29,724	80,917	53,001

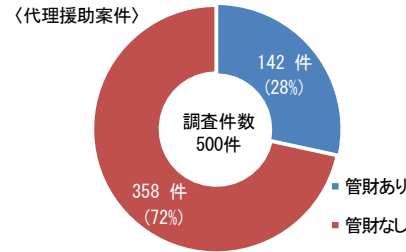
(※1) 多重債務には自己破産が含まれている。

【表2】地方事務所へのアンケート調査結果

(問) 利用者が書類作成援助で対応できる事件はどのような事件か（複数回答可）

事件類型	自己破産	家事		その他	割合
		割合	割合		
回答数 (全50地方事務所)	42所	84%	36所 72%	12所	24%

【図1】地方事務所への抽出調査結果（自己破産事件）



【表3】常勤弁護士1人当たりの年間業務量

（平成29年度～令和元年度の3か年平均）（単位：件）

事務所別	法律相談	代理援助	国選弁護
A事務所	162	43	11
B事務所	140	34	12
C事務所	43	15	4
D事務所	35	35	1

(※3) 常勤弁護士が所属する地方事務所（41事務所）で比較した。

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 利用者負担及び財政負担軽減等のための方策について

利用者負担及び財政負担軽減の観点から、法テラスにおいても、管財事件等の困難な事件や、健康上の理由等により自身手続きを進めることが難しく代理人による活動が期待される事件などを除き、書類作成援助による対応が利用者負担を軽くし、かつ、利用者にも不利益とならない事件については、その旨を利用者に説明した上で、書類作成援助の活用を積極的に検討するべきである。

また、不均衡となっている常勤弁護士1人当たりの年間業務量を改善するため、常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、年間業務量につき地域の実情に応じた客観的な評価をするための目標設定を検討すべき。

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (7) 日本司法支援センター運営費交付金

## ③調査結果及びその分析

### 2. 立替金の回収状況について

- ・ 足元の令和元年度中の立替実施額は167億円、償還金額は112億円、免除額は48億円であった（※4）。
- （※4）立替金等の各金額は令和2年5月時点の速報値である。

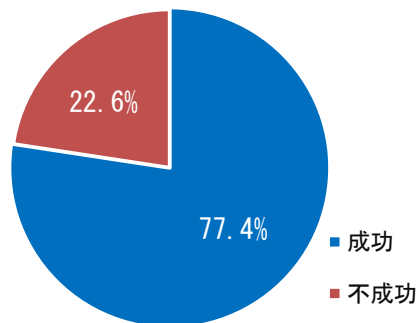
- ・ 法テラス設立（平成18年度）以降の立替金総額は2,062億円、未償還債権の残高は423億円（令和元年度末）であり、立替金総額に占める未償還債権の割合は、過去調査時に比べて11.8%減少していた【表4】。

- ・ 他方で、未償還債権のうち、長期未償還債権（※5）の占める割合については、過去調査時に比べて4.8%増加していた【表4】。

（※5）未償還債権のうち、援助実施から3年を超過する債権。法テラスの業務方法書にて「割賦償還の償還期間は3年を超えないものとする。ただし、地方事務所長は、被援助者の資力その他の状況を勘案し、償還期間を延長する決定をすることができる。」と定められている。

- ・ 法テラスとしては、前回調査以降、回収業務が円滑に実施されるように業務の点検・見直しを行い、償還金引落対応が可能な金融機関の拡大や長期滞納者への督促にコンビニ収納用紙を同封する運用を開始するなどの対応をとってきたところであり、立替金の回収に一定の効果があつたものの、未償還債権に占める長期未償還債権の割合は増加しており、改善すべき点が見られる。
- ・ なお、近年、新規援助事件のうち、金融機関に引落依頼をした件数の2割以上で引き落としができず【図2】、また、所在不明者の人数が年々増加しており【図3】、立替金の回収業務がより困難となっていることも明らかとなった。

【図2】 新規援助事件の自動引落成功率  
（3か年平均（平成29年度～令和元年度））

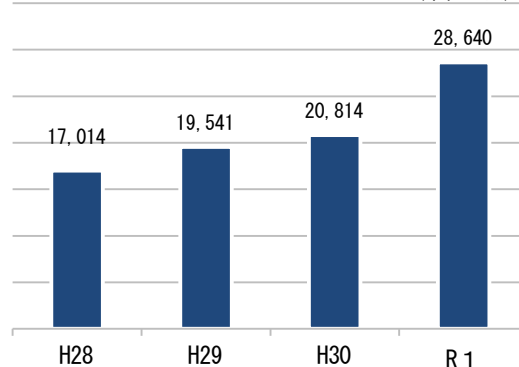


【表4】未償還債権の比較 (単位：億円)

	過去調査 (H25末)		今回調査 (R1末)		対比 (今回/過去)
	①に占める割合	②に占める割合	①に占める割合	②に占める割合	
立替金総額①	1,081		2,062		
未償還債権②	349	32.3%	423	20.5%	11.8%減
長期未償還債権③	97	9.0%	138	6.7%	2.3%減
②に占める 長期未償還債権の割合③/②	27.8%		32.6%		4.8%増

（※6）長期未償還債権は次の年度に係る金額である。  
 ・ 過去調査-H18～H21に援助開始した案件分  
 ・ 今回調査-H18～H21に援助開始した案件分

【図3】 所在不明者数 (単位：人)



## ④今後の改善点・検討の方向性

### 2. 立替金の回収状況について

立替金の回収状況の改善は利用者間の公平性の観点からも重要な問題である。援助開始決定前に立替金の引落口座に関する書類を提出させ、引落口座の有効性を事前に確認するなど、事務フローの見直しを行い、未償還債権の圧縮のための更なる取組を進めるべき。

# 書類作成援助活用のためのモデル事業 実施概要

## 1. 実施目的

日本司法書士会連合会では、民事法律扶助の利用促進、特に書類作成援助の利用促進を図る目的で、日本司法支援センターの協力を得て、書類作成援助活用のためのモデル事業を実施した。

- **背景**：法テラスの民事法律扶助において、法律相談や代理援助に比べ書類作成援助の利用が著しく少ない。
- **ニーズ**：弁護士・司法書士に代理を依頼しない本人訴訟は高水準で推移しており、潜在的ニーズは非常に高い。
- **目的**：書類作成援助の利用促進のためモデル事業を実施し、相談ニーズや民事法律扶助への移行割合などを検証

## 2. 各地方事務所の実施概要と実績

### ●日本司法支援センター神奈川地方事務所

①実施時期：2019年12月から2021年6月末

②実施方法：毎週 月曜日から金曜日（法テラスの運営日のみ）

9時30分から11時30分まで、13時15分から16時15分まで

面談相談の形式で実施（2021年2月8日からは電話相談にて実施）。

※ 神奈川地方事務所では、司法書士による法律相談は実施しておらず、神奈川地方事務所における司法書士による相談は、モデル事業のみ実施。

③相談実績 予約件数568件 相談件数476件 援助開始決定数172件（2021年6月時点）

### ●日本司法支援センター埼玉地方事務所

①実施時期：2020年1月から2020年12月末

②実施方法：毎週 金曜日（法テラスの運営日のみ）

13時00分から16時20分まで司法書士による消費者相談枠と並列して実施

面談相談の形式で実施

※ 従来、司法書士による消費者相談を実施していた相談枠に、並列的にモデル事業も予約を受け付け、既存の司法書士による法律相談枠にて実施。

③相談実績 予約件数8件 相談件数8件 援助開始決定数1件（2021年1月時点）

※ 令和元年台風19号の被災者相談も同時に実施したため、資力要件を問わない被災者相談を利用する案件が多く実績が伸び悩んだ。

### ●日本司法支援センター愛知地方事務所

①実施時期：2021年10月から2022年3月末

②実施方法：毎週 水曜日（法テラスの運営日のみ）

10時00分から13時10分まで

面談相談の形式で実施（2022年2月9日からは一部電話相談にて実施）。

※ 司法書士による法律相談は毎週火曜日（10時～13時10分）にて実施。、別日程でモデル事業を実施。

③相談実績 予約件数76件 相談件数69件 援助開始決定数17件（2023年8月時点）

## 3. 総括

3つの地方事務所において、それぞれ形態を変えてモデル事業を実施したが、予約件数、相談実施件数、受任・受託件数、民事法律扶助の利用件数、いずれの実績においても、法テラスに寄せられている相談の中には、司法書士による書類作成相談においても対応可能な相談が一定数含まれ、また市民の需要もあることが確認された。

配転に際しては、職員向けの事前研修と、事業を行いながら職員が迷う点や、悩む点などを適時解消しながら実施したことで、特段混乱なく実施することができた。職員の理解増進と、個別のフォロー体制の構築を行うことで、適切な配転を行うことができることも確認できた。